

5 改良 高齢、障害による身体機能の低下に対応するため居住の安全性に配慮した住宅へ改善すること又は家族構成に応じた間取りの変更等に伴う住宅部分の床面積を増加すること若しくは住宅の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築することをいう。

6 耐震診断 住宅の耐震性能を調査するための診断をいう。

第2条第7号を削り、同条第8号中「第5号から前号までに掲げる」を「第5号に規定する」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第3条中「規則で定める金融機関から住宅改良資金を借り入れて」を削り、「改良しようとする」「改良し、又は耐震診断をしようとする」に改め、同条第1号中「増築、改築又は改修」を「改良」に、「備えた者」を「備えたもの」に改め、同号に次のように加える。

二 規則で定める金融機関から住宅改良資金を借り入れていること。

第3条第2号中「改修」を「改良」に、「管理組合である」を「管理組合で、規則で定める金融機関から住宅改良資金を借り入れている」に改め、同条に次の1号を加える。

3 耐震診断をしようとする自己用住宅の所有者（第1号イからハまでの要件を備えたものに限る。）又は管理組合であること。

第4条の見出し中「工事」を「工事等」に改め、同条中「工事」を「工事及び耐震診断」に改める。

第5条を次のように改める。

（助成金の額）

第5条 助成金は、次の各号に掲げる額とする。ただし、規則で定める限度額を超えないものとする。

1 住宅改良工事については、金融機関から前条に規定する助成対象工事として借り入れた額（介護保険法（平成9年法律第122号）第40条第4号の規定に基づく居宅介護住宅改修

費の支給の対象となる工事その他の住宅改良を要件として得られる給付の対象となる工事相当額は除く。）に100分の10を乗じて得た額

2 耐震診断にあっては、耐震診断に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

住宅改良助成の内容を変更する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第123号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和39年足立区条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の2中学校の部足立区立第一中学校の項中「千住河原町4番7号」を「千住一丁目25番1号」に改める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

第一中学校の改築に伴い、仮設校舎に移転する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第124号議案

足立区職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者
足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立
区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「180、100円」を
「177、400円」に改める。

別表第1（第5条関係）

ア 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	—	150,500	161,000	207,200	—	237,500	—	306,500	—	421,700
	2	—	156,100	170,900	215,800	—	246,500	—	316,900	—	436,900
	3	—	162,500	179,200	221,400	236,100	255,500	276,000	327,500	—	452,500
	4	140,200	169,100	187,500	233,100	245,000	261,500	285,500	338,300	361,600	468,700
	5	141,900	177,800	196,000	241,900	253,900	273,700	295,100	349,300	376,500	481,900
	6	149,600	186,200	204,500	250,800	263,000	283,100	305,000	360,400	388,500	501,300
	7	151,300	191,600	213,100	259,800	272,200	292,700	315,200	371,600	400,700	518,000
	8	160,200	202,900	221,800	268,900	281,500	302,400	325,500	382,800	413,100	534,300
	9	166,500	211,200	230,600	278,100	290,900	312,500	336,300	394,100	426,000	550,400
	10	171,200	219,500	239,500	287,300	300,500	322,600	347,300	405,900	438,900	565,400
	11	182,400	227,800	248,600	296,500	310,500	332,900	358,400	418,100	452,200	576,800
	12	190,600	236,100	257,700	305,500	320,500	343,200	369,500	430,600	465,500	586,200
	13	198,900	241,300	266,400	314,400	330,700	353,700	380,600	442,500	477,300	593,500
	14	207,300	252,300	275,100	323,200	340,700	364,000	391,700	451,000	487,400	600,300
	15	215,500	260,300	283,600	331,900	350,700	374,200	402,800	463,300	497,200	605,300
	16	223,600	267,800	292,000	340,300	360,500	384,100	413,800	471,800	501,200	609,700
	17	231,600	275,100	300,100	348,300	370,300	394,400	424,500	478,700	510,800	—
	18	239,500	282,200	308,200	355,800	379,500	404,300	435,200	484,600	516,300	—
	19	247,000	289,200	316,100	363,200	388,400	413,500	444,000	488,800	521,200	—
	20	254,000	295,900	323,900	370,600	396,700	420,800	451,200	492,500	524,400	—
	21	260,600	302,500	331,700	375,700	403,800	427,400	457,200	495,600	527,600	—
	22	266,500	308,900	338,000	380,400	409,200	432,800	461,600	498,600	530,700	—
	23	272,100	314,300	344,300	384,800	413,400	437,600	465,800	501,500	533,800	—
	24	277,700	319,000	349,200	388,400	417,400	441,600	468,900	504,300	536,800	—
	25	283,100	323,000	353,500	391,300	421,200	445,100	471,600	507,000	539,700	—
	26	288,300	326,200	357,300	394,000	424,300	447,800	474,300	—	542,600	—
	27	293,300	329,100	359,700	396,400	427,300	450,500	476,900	—	—	—
	28	297,000	331,700	362,100	398,500	430,000	453,200	479,500	—	—	—
	29	300,300	333,900	364,300	400,600	432,600	455,900	482,100	—	—	—
	30	301,900	335,800	366,300	402,600	435,100	458,500	484,700	—	—	—
	31	303,500	337,600	368,100	—	437,600	461,100	487,300	—	—	—
	32	—	339,300	369,900	—	440,100	463,700	—	—	—	—
	33	—	—	—	—	442,600	466,300	—	—	—	—
	34	—	—	—	—	445,000	468,800	—	—	—	—
	35	—	—	—	—	447,400	471,300	—	—	—	—
	36	—	—	—	—	449,800	—	—	—	—	—
再任用 職員	—	157,900	188,100	220,700	256,600	296,400	316,200	336,000	372,400	409,200	—

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第29条に規定する職員を除く。
- 2級の6号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

第12条第3項第1号及び第2号中「17、70
0円」を「16、200円」に改め、同項第4号中
「2、500円」を「4、000円」に改める。

第29条第2項中「100分の55」を「10
0分の50」に改め、同条第3項中「100分の5
5」を「100分の50」に、「100分の30」
を「100分の25」に改める。

付則第8項から第13項までを削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

イ 行政職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	127,300	160,200	207,200	—
	2	131,500	166,500	215,800	—
	3	135,800	174,200	224,400	236,100
	4	140,200	187,500	233,100	245,000
	5	144,900	196,000	241,900	253,900
	6	149,600	204,500	250,800	263,000
	7	154,300	213,100	259,800	272,200
	8	160,200	221,800	268,900	281,500
	9	166,500	230,600	278,100	290,900
	10	171,200	239,500	287,300	300,500
	11	187,500	248,600	296,500	310,500
	12	196,000	257,700	305,500	320,500
	13	201,500	266,100	314,100	330,700
	14	213,100	275,100	323,200	340,700
	15	221,800	283,600	331,900	350,700
	16	230,600	292,000	340,300	360,500
	17	239,500	300,100	348,300	370,300
	18	248,600	308,200	355,800	379,500
	19	252,600	316,100	363,200	388,100
	20	256,100	323,900	370,000	396,700
	21	259,200	331,700	375,700	403,800
	22	262,200	338,000	380,100	409,200
	23	264,600	344,300	384,800	413,400
	24	266,500	349,200	388,400	417,400
	25	268,000	353,500	391,300	421,200
	26		357,300	394,000	424,300
	27		359,700	396,400	427,300
	28		362,100	398,500	430,000
	29		364,300	400,600	432,600
	30		366,300	402,600	435,100
	31		368,100		437,600
	32		369,900		440,100
	33				442,600
	34				445,000
	35				447,400
36				449,800	
再任用 職員		197,500	209,600	217,200	234,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2(第5条関係)

ア 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	216,700	—	—	131,500
	2	227,000	—	—	146,600
	3	237,600	319,000	372,500	158,700
	4	249,700	335,500	389,500	170,900
	5	266,400	352,000	406,600	183,000
	6	283,400	368,600	419,100	195,000
	7	299,700	385,600	431,300	206,800
	8	315,400	402,400	443,500	218,200
	9	331,100	414,700	455,500	229,300
	10	346,800	426,400	467,100	240,300
	11	361,000	437,600	479,100	251,100
	12	374,900	448,100	490,800	261,900
	13	388,100	458,500	502,300	272,300
	14	397,800	468,700	513,200	282,500
	15	406,600	478,700	523,500	292,400
	16	414,300	488,200	533,600	300,300
	17	420,100	496,700	543,700	307,100
	18	425,400	502,100	553,900	312,600
	19	428,900	507,500	559,700	317,400
	20	432,400	512,300	565,900	321,200
	21	435,800	515,800	570,600	324,900
	22	439,000	518,900	575,200	328,600
	23	442,200	521,400	579,700	—
	24	444,100	523,900	583,100	—
	25	446,600	526,400	586,000	—
	26		528,900	588,900	—
	27		531,400	591,800	—
	28		533,900	594,700	—
29			597,600	—	
再任用 職員		311,400	372,900	428,800	—

備考 この表は、保健所等に勤務する医師で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表()

職員の 区分	職務 の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	153,100	167,000	208,600	—	237,500	—	306,500
	2	—	159,400	173,600	216,900	—	246,500	—	316,900
	3	—	165,500	181,300	225,300	236,200	255,500	276,000	327,500
	4	110,900	171,700	189,500	233,700	245,000	264,500	285,500	338,300
	5	145,900	179,600	197,700	242,200	253,900	273,700	295,100	349,300
	6	151,000	187,600	206,100	251,000	263,000	283,100	305,000	360,400
	7	156,100	195,700	214,500	260,000	272,300	292,700	315,200	371,600
	8	162,200	203,900	222,900	269,100	281,600	302,400	325,500	382,800
	9	168,500	212,200	231,500	278,300	291,000	312,500	336,300	394,100
	10	176,000	220,400	240,200	287,500	300,600	322,600	347,300	405,900
	11	183,700	228,600	248,900	296,700	310,500	332,900	358,400	418,100
	12	191,400	236,700	257,900	305,700	320,500	343,200	369,500	430,600
	13	199,500	244,700	266,600	314,600	330,700	353,700	380,600	442,500
	14	207,800	252,600	275,300	323,400	340,700	364,000	391,700	454,000
	15	215,900	260,400	283,800	331,900	350,700	374,200	402,800	463,300
	16	224,000	267,900	292,200	340,300	360,500	384,100	413,800	474,800
	17	232,000	275,300	300,300	348,300	370,300	394,400	424,500	486,700
	18	239,900	282,300	308,400	355,800	379,500	404,300	435,200	498,600
	19	247,100	289,300	316,300	363,200	388,400	413,500	445,000	509,800
	20	254,200	296,000	324,100	370,000	396,700	422,800	454,200	520,300
	21	260,700	302,600	331,700	375,700	403,800	427,100	463,200	530,300
	22	266,500	309,000	338,000	380,400	409,200	432,800	471,600	540,300
	23	272,100	314,300	344,300	384,800	413,400	437,600	479,800	550,300
	24	277,700	319,000	349,200	388,400	417,400	441,600	487,800	560,300
	25	283,100	323,000	353,500	391,300	421,200	445,100	495,600	570,300
	26	288,300	326,200	357,300	394,000	424,300	447,800	503,300	580,300
	27	293,300	329,100	359,700	396,400	427,300	450,500	511,300	590,300
	28	297,000	331,700	362,100	398,500	430,000	453,200	519,300	600,300
	29	300,300	333,900	364,300	400,600	432,600	455,900	527,300	610,300
	30	301,900	335,800	366,300		435,100	458,600	535,300	620,300
	31	303,500	337,600	368,100		437,600	461,200	543,300	630,300
	32		339,300			440,100	463,800		640,300
	33					442,600	466,300		650,300
	34					445,000			660,300
35					447,400			670,300	
再任用 職員		158,500	189,900	223,800	258,000	295,800	315,200	336,000	372,400

備考 この表は、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	159,300	173,500	210,600	—	—	—	306,500
	2	—	166,000	180,300	218,200	—	237,500	—	316,900
	3	146,900	172,700	187,200	225,800	—	246,500	—	327,500
	4	152,800	179,400	194,200	233,600	236,400	255,500	276,000	338,300
	5	158,800	186,100	201,500	242,200	245,300	264,500	285,500	349,300
	6	165,200	192,800	208,800	251,000	254,200	273,700	295,100	360,400
	7	171,700	199,900	216,200	260,000	263,200	283,100	305,000	371,600
	8	178,200	207,000	223,800	269,100	272,400	292,700	315,200	382,800
	9	184,700	214,200	231,500	278,300	281,600	302,400	325,500	394,100
	10	191,500	221,400	240,100	287,500	291,000	312,500	336,300	405,900
	11	198,300	228,900	249,000	296,600	300,600	322,600	347,300	418,100
	12	205,200	237,100	257,700	305,700	310,500	332,900	358,400	430,600
	13	212,100	245,000	266,400	314,500	320,500	343,200	369,500	442,500
	14	219,000	252,900	275,100	323,300	330,700	353,700	380,600	454,000
	15	226,500	260,500	283,600	331,900	340,700	364,000	391,700	463,300
	16	233,900	267,800	292,000	340,300	350,700	374,200	402,800	471,800
	17	241,100	275,100	300,100	348,300	360,500	384,100	413,800	478,700
	18	248,200	282,200	308,200	355,800	370,300	394,400	424,500	484,600
	19	254,600	289,200	316,100	363,200	379,500	404,300	435,200	488,800
	20	260,800	295,900	323,900	370,000	388,400	413,500	444,000	492,500
	21	266,600	302,500	331,700	375,700	396,700	420,800	451,200	495,600
	22	272,200	308,900	338,000	380,400	403,800	427,100	457,200	498,600
	23	277,800	314,300	344,300	384,800	409,200	432,800	461,600	501,500
	24	283,100	319,000	349,200	388,400	413,400	437,600	465,800	504,300
	25	288,300	323,000	353,500	391,300	417,400	441,600	468,900	507,000
	26	293,300	326,200	357,300	394,100	421,200	445,100	471,600	
	27	297,000	329,100	359,700	396,500	424,300	447,800	474,300	
	28	300,300	331,700	362,100	398,600	427,300	450,500	476,900	
	29	301,900	333,900	364,300	400,600	430,000	453,200	479,500	
	30	303,500	335,800	366,300		432,600	455,900	482,100	
	31		337,600	368,100		435,100	458,600	484,700	
	32		339,300			437,600	461,200	487,300	
	33					440,100	463,800		
	34					442,600	466,300		
	35					445,000			
36					447,400				
再任用 職員		164,900	195,900	227,300	259,400	296,000	315,200	336,000	372,400

備考 この表は、保健所、保育所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の特例等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとこととなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成15年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第29条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年足立区条例第40号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期

末手当は、支給しない。

1 平成15年3月1日(期末手当について改正後の条例第29条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであつて、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して特別区人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

2 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続在職期間において付則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあつては、当該期間について人事委員会が定める給料月額)並びに改正後の条例の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

職員の給与を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第125号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日